

契 約 結 果 表

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|-----------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和7年度 鏡農排 第1号 | |
| 2 | 工 事 名 | 砒原排水機場2号主エンジン復旧工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市鏡町北新地 | |
| 4 | 工 種 | 排水機場(機械設備)工事 | |
| 5 | 工 事 概 要 | 2号主エンジン部品の交換、整備 N=1箇所 | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥14,223,000 | |
| 7 | 契 約 日 | 令和7年5月9日 | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和7年5月12日 | ～ 令和7年11月28日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 福岡市東区多の津2-3-1 |
| | | 商 号 又 は 名 称 | ダイハツディーゼル西日本(株) |
| | | 代 表 者 | 代表取締役社長 三浦雄一郎 |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 本件は、砒原排水機場2号主エンジンを復旧させるものであるが、復旧にあたり、交換が必要な機器や部品については新品へ交換し、再利用できる部品については整備のうえ再利用とするため、精密な検査体制が整備されたエンジン製造メーカーの工事で既設部品を検査のうえ、早急に修繕計画(部品の調達・製作等)や再発防止策(部品の改良等)を維持管理者(所管課)へ提案し、復旧工事を実施する特殊な業務である。
- 故に、当該エンジン設備を施工(製造)した者でなければ、エンジンの設計内容を詳細に把握できず、部品の製造・整備及び本復旧工事ができない。
- さらに、当該エンジン設備を施工(製造)した者でなければ、機能保証が受けられず、突発的なエンジン設備の故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。
- 大雨時に排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。
- 以上の理由により、本件は、施工(製造)業者にしかできない特殊な業務及び特定の者でなければ納入することのできないものと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該エンジン設備を施工(製造)した業者と随意契約により契約を締結するものである。
- ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年7月7日

契 約 結 果 表

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和7年度 農管 第1号 |
| 2 | 工 事 名 | 八代南部排水機場2号ポンプ設備復旧工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市日奈久新開町 |
| 4 | 工 種 | ポンプ設備復旧工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 排水ポンプ設備(口径2,000mm、10m ³ /s、3.4m)一式の復旧 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥138,160,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和7年5月22日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和7年5月23日 ～ 令和8年3月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館7階
商 号 又 は 名 称 (株)西島製作所 九州支店
代 表 者 支店長 牧野博隆 |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 本工事は、八代南部排水機場(受益面積900haとする地域の湛水防除を担う排水機場(ポンプ4台、40m³/s))で発生した突発事故により、稼働できなくなった2号ポンプ設備の復旧工事を行うものであり、令和8年の出水期中の復旧を要するものである。
- 故障した対象設備は主ポンプ及び減速機、遠心クラッチといったポンプ設備のメインとなる設備である。復旧にあたり、交換が必要な機器や部品については新品へ交換し、再利用できる部品については整備のうえ再利用するため、精密な検査体制が整備されたポンプ設備メーカーの工場で既設部品を検査のうえ、早急に修繕計画(部品の調達・製作等)や再発防止策(部品の改良等)を維持管理者(所管課)へ提案し、復旧工事を実施する特殊な業務である。
- 故に、当該ポンプ設備を施工(製造)していない事業者は、当該ポンプ設備の設計内容を詳細に把握していないことから、部品の製造・整備及び本復旧工事ができない。
- さらに、当該ポンプ設備を施工(製造)した事業者でなければ、機能保証が受けられず、突発的なポンプ設備の故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。大雨時にもかかわらず排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。
- 以上の理由により、本件は、施工(製造)業者にしかできない特殊な業務及び特定の者でなければ納入することのできないものとなり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該ポンプ設備を施工(製造)した株式会社西島製作所九州支店と随意契約により契約を締結するものである。
- ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年7月7日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 下建 第2号	
2	工 事 名	沖町污水管築造工事(その2)	
3	工 事 場 所	八代市沖町	
4	工 種	下水道工事	
5	工 事 概 要	施工延長L=17.0m、開削工(φ200)L=17.0m、小型マンホールN=1箇所、1号マンホールN=1箇所、2号マンホールN=1箇所、立坑工(φ1800)N=1箇所	
6	契 約 金 額	¥10,417,000	
7	契 約 日	令和7年5月23日	
8	工 事 期 間	令和7年5月26日	～ 令和7年9月30日
9	請 負 業 者	住 所	八代市高島町4130
		商 号 又 は 名 称	(株)不知火建設
		代 表 者	代表取締役 豊田実

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、污水管を埋設するもので、昨年度施工中で埋設物(NTT光ケーブル)の位置が想定位置と違っていただけで施工不能となり、令和7年1月に工事を打ち切り終了した令和5年度下建第65号沖町污水管築造工事(その1)を再施工するものである。

打ち切りを行った工事については工期を延長し施工途中のまま残置し、後に施工を再開することも検討したものの、交差点箇所では通行量も多く設計委託に3ヶ月程を要し掘削したままの状態では地下水も高く危険であること、周辺には大型ショッピングセンターやスーパーマーケット等の商業施設が多数あり早期の交通規制解除要請があったことなどを踏まえ施工継続を断念したところである。

今回発注工事は、本市土木課が令和6年度発注し、(株)不知火建設が受注した土道社第3号永碓町高島町線改良工事(その5)【契約金額:26,400,000円、工期:令和7年3月19日～令和7年9月30日】で行う大型ボックスカルバート敷設や、歩道の整備等とは密接な関係がある。また、現場は交通量の多い交差点箇所商業施設等も多数あり、地元より交通規制の早期解除を強く要望されている。

このような中、他社が受注した場合においては、経費が高くなり工事費が増加する、工事現場が輻輳し事故発生リスクが高まる、施工の調整に時間がかかり工期が長くなる、支障となった埋設物や施工途中の下水道管渠の位置を目視していないことから施工性が落ちるなどのデメリットが生じる。

そこで今回下水道建設課で発注する工事については、土木課発注工事との関連工事であること、昨年度打ち切った工事の再開工事であること、工事調整に時間を要すると地元関係者からの早期交通規制解除の要望に応えられないこと、など競争入札に付することが不利と認められることから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、(株)不知火建設と随意契約により契約を締結するものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年7月7日